



埼玉県報

第 2856 号
平成 28 年(2016 年)
12 月 6 日
火曜日

目次

告示

- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 鴻巣都市計画鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（越谷建築安全センター）
- 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（公営企業・財務課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム Windows 7 対応業務委託に関する契約の相手方等の公示（循環器・呼吸器病センター）

告 示

埼玉県告示第千五百五十七号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十八号

さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五十九号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百六十号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー春日部小売店

埼玉県春日部市小渕字内田四百六十三―一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年七月十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百九十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時四十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十八年十一月十六日

二 縦覧期間

平成二十八年十二月六日から平成二十九年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月六日から平成二十九年四月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五百六十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九―三一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市新倉五丁目千三百五十六番地一 外四百十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万五千六百三十六立方メートル

告 示

埼玉県告示第千五百六十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字小室字亀甲五十四番地一 外六十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八千二百二十六・一一立方メートル

告 示

埼玉県告示第千五百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町二丁目一番三号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

六 変更の内容

事業施行期間

変更前 組合設立から平成三十一年三月

変更後 平成二十八年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十二月六日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年十月 二月六日
指定に係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 百二十八 — から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 百二十八—六まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 千四百九 十一—四から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小 六 千四百九十一—一まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 千四百九 十一—一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小 六 千四百九十一—一まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十九・〇〇 七・八〇 四・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇 六・〇〇 四・〇〇

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
指定に係る道路の位置	
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十六 七から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十六一まで</p>	<p>三百九十六・〇〇</p>
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十六 二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 八十三一まで</p>	<p>九・〇〇</p>
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十六 二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 八十三一まで</p>	<p>五十六・二〇</p>
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 七十四一 二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 八 十一一九まで</p>	<p>四・〇〇から 六・五〇</p>
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 七十四一 二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 八 十一一九まで</p>	<p>四十七・〇〇</p>
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十六 二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六 八十三一まで</p>	<p>三十四・六六</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
保 千五百二十七―三まで	指定に係る道路の位置 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山 三百九十 九―二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久
	指定に係る道路の延長 (単位メートル) 十一・〇〇
	指定に係る道路の幅員 (単位メートル) 五・〇〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十一月二十八日

指令川建セ第二七〇〇三七三号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月二日

川建セ第二八〇〇五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目千百四十八番三、千百四十八番五 計二筆の

各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字小用五百五十四番地

社会福祉法人 鳩山松寿会 理事 溝井 八州夫

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第一号	認定番号
平成二十八年十一月二十日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字ニケ山字向田三百六十八番 一外百六十六筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供 する場所

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十二月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

第一号	指定番号
第一項第四号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
平成二十八年 十一月三十日	指定の年月日
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字沖後千五百十六番 六から 埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字沖後千四百九十八番三まで	指定に係る道路の位置
百十六・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
十六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十九年度及び平成三十年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十八年十二月六日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

競争入札に参加することができる者は、平成二十八年埼玉県告示第九百九十九号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告 示

埼玉県病院事業告示第七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システムWindows 7 対応業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年10月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
亀田医療情報株式会社
東京都千代田区麹町4丁目8番地 麹町クリスタルシティ東館7階
- 5 契約金額
51,062,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当